短期入所生活介護又は短期入所療養介護及び介護予防短期入所生活介護 又は介護予防短期入所療養介護の長期利用について

下記のとおり、本来、「短期入所生活介護又は短期入所療養介護及び介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護(以後「ショートステイ」といいます。)は認定有効期間の半数を超えないようにしなければならない。」とされています。

認定有効期間の半数を超えるショートステイ(以後「ロングショート」といいます。)を利用する際は、サービス 担当者会議でその必要性を検討し、ケアプランに位置づけたうえで、利用をしてください。また、ロングショート の利用計画と同時に、施設入所等その他の支援方法についても検討をしてください。

箕面市では、ロングショート利用について事前申請は不要です。ただし、認定有効期間終了後にロングショートの実績があった被保険者について、居宅介護支援事業所あてに必要書類(ケアプラン等)の提出を依頼します。

なお、ロングショートが2回目となる場合、保険適用は認められませんのでご注意ください。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

HII 省令第38号第13条二十一

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

(介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

H18省令第37号第30条二十二

担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。